

### 医療費の助成制度

田原市では、さまざまな医療費自己負担分を助成する制度を設けています。

まだ申請されていない方はお問い合わせください。

#### ◆後期高齢者福祉医療費助成

後期高齢者医療制度の被保険者で次のいずれかに該当する方に、後期高齢者福祉医療費受給者証を交付しています。

#### ◎対象

【障害者】次のいずれかに該当する方  
 ①身体障害者手帳1～3級、じん臓機能障害4級、進行性筋萎縮症4～6級の方  
 ②療育手帳A・B判定の方  
 ③精神障害者保健福祉手帳1・2級  
 ④自閉症状態群（診断書が必要）

【ひとり暮らし】次のすべてに該当する方  
 ①単身で生活を営んでおり、同一敷地内に親族が住んでいない方  
 ②市町村民税が非課税の方  
 ③親族から金銭的援助を受けていない方  
 ④親族の税の扶養親族に入っていない方

【ねたきり・認知症】介護保険の要介護4または5の認定を受けてい

て3か月以上要介護状態が継続している市町村民税非課税世帯の方

#### ◆母子家庭等医療費助成

次のいずれかに該当する方で、父母の前年の所得が表の所得制限額以下の方に、母子家庭等医療費受給者証を交付しています。

▼対象Ⅱ①母子家庭（父に重度の障害がある家庭を含む）の母および児童②父子家庭（母に重度の障害がある家庭を含む）の父および児童③父母のいない児童  
 ※いずれも児童が18歳に達した日の属する年度の末日まで

#### ◆精神障害者医療費助成（入院）

▼対象Ⅱ精神疾患で入院している方  
 ▼助成額Ⅱ入院時の自己負担額（保険適用分）の半額（精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方は全額）

▼保険年金課  
 ☎23局3514  
 FAX23局0180

#### ◆母子家庭等医療費助成の所得制限額

扶養親族数	所得制限額
0人	192万円
1人	230万円
2人	268万円
3人	306万円
4人目以降の加算額	38万円

### 風しんワクチンの接種はお済みですか？

今年度、先天性風しん症候群の発症対策として、予防接種費用の一部助成を行っています。現在、妊娠を予定または希望する年代で風しんにかかったことがない方や過去に予防接種を受けていても抗体が低い方は、この助成をご活用ください。



①20歳代から40歳代の男女は、抗体を持っていない人が多く、風しんにかかりやすい。

昭和54年4月2日から平成7年4月1日の間に生まれた男女の接種率が低かったことが問題となっています。

また、昭和54年4月1日以前に生まれた男性は、子どもの頃に定期接種のチャンスがありませんでした。

②先天性風しん症候群の発症をなくす。

妊婦、特に妊娠初期の女性が風しんにかかると赤ちゃんにも感染し、耳が聞こえにくい、目が見えにくい、生まれつき心臓に病気がある、発達がゆっくりしているなどの病気になってしまう場合があります。

#### ◆抗体の有無について

抗体を確認したい場合は、抗体価検査が有効です。現在、この検査については助成がありませんが、医療機関での検査により抗体が確認されたら、予防接種をする必要はありません。

#### ◆妊婦は予防接種の対象外

妊婦は、予防接種を受けられません。妊婦の夫を中心とした身近なご家族で抗体検査を含めた予防接種についての検討をお願いします。なお、女性は接種後2か月間の避妊が必要です。

▼対象Ⅱ市内に住所がある方で、妊娠を予定または希望している女性、およびその夫（妊婦の夫を含む）  
 ▼期間Ⅱ平成26年3月31日（月）まで  
 ▼接種場所Ⅱ市内指定医療機関  
 ▼助成金額Ⅱ【麻しん風しん混合ワクチン】5000円【風しん単抗原ワクチン】3000円 ▼助成回数Ⅱ1回 ▼申し込みⅡ直接（健康課にて予診票を発行）

▼健康課（市役所内）

☎23局3515

FAX23局3810

▼健康課（あつみ

ライフランド内）

☎33局0386

FAX33局0319

